

## 療育手帳判定実施要領

### 1 趣旨

この要領は、療育手帳交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5に定める手帳の交付手続き等に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 知的障がいの定義

療育手帳の交付対象とする知的障がいとは、「おおむね18歳までの発達期に発現した一般的知的機能の障がいと、日常的、社会的適応の困難性の両方を有しており、医療、福祉、教育、職業等の面で特別な支援を必要とする状態にあるもの。」をいう。

### 3 障がいの程度の判定に関する基準

#### (1) 障がいの程度の区分

障がいの程度は、A最重度、A重度、A中度、B中度、B軽度の5段階に区分する。

#### (2) 障がいの程度の判定

障がいの程度の判定は、知的能力及び社会生活能力の評価結果により知的障がいの程度（基礎評定）を評定した上で、介護度の評価や身体障害者手帳の有無を勘案して総合判定を行い、判断が難しいものについては、判定会議で検討し決定する。

##### ① 知的能力の評価

ア 標準化された個別式知能検査もしくは個別式発達検査を用いて、知能指数（発達指数）を算出する。個別式検査が実施できない場合には、聞き取り評価、行動観察等により、推定知能指数（推定発達指数）を算出する。

イ 算出された知能指数（発達指数）により、知的能力を最重度、重度、中度、軽度の4段階に区分する。

最重度 IQ (DQ) 20以下

重度 IQ (DQ) 21～35

中度 IQ (DQ) 36～50

軽度 IQ (DQ) 51～75

##### ② 社会生活能力の評価

社会生活能力は、下の5項目について総合的に評価を行い、最重度、重度、中度、軽度の4段階に区分する。

身辺処理（食事、排泄、衣服、入浴など、身だしなみ）

移動（歩行、走行、交通移動）

意思交換（了解、表現、対人関係）

生活文化（文字、時間・時事、数・金銭、健康管理）

家事・学習・職業（手先・体力・持続力・身のこなし、家事など、  
学習、就労）

③ 介護度の評価

行動監護、保健看護における困難性を1級～4級の4段階に区分して  
評価する。

- 1級 常時全ての面で、介護が必要
- 2級 常時多くの面で、介護が必要
- 3級 時によって、あるいは一部介護が必要
- 4級 点検、注意又は配慮が必要

(3) その他

専門医による自閉スペクトラム症（広汎性発達障害）の診断のある発  
達障がい児及び発達障がい者については、知能指数の標準偏差範囲が－  
0.5SD未満～－1.5SD以上の範囲（IQ又はDQ76～91）で、  
福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター又は南予子ども・  
女性支援センターの長（以下「所長」という。）が必要と認めた場合には、  
軽度の障がいとして判定を行う。

4 確認判定の次期判定年月の設定基準

交付要綱第5の2の(3)の規定に基づく次の判定年月については、次の基  
準により、障がいの程度等に応じ、所長が決定し、通知するものとする。

判定時の年齢区分	次の判定年月	
5歳以下	2年後	
6歳以上17歳以下	A表示の場合	2年後
	B表示の場合	3年後
18歳以上39歳以下	10年後	
40歳以上	なし	

- (1) 上記にかかわらず、18歳以上39歳以下の者が確認判定を受け、A最  
重度又はA重度と判定された場合は、それ以降の確認判定を不要とする。
- (2) 上記にかかわらず、著しい発達の変化が予想されるものや障がいの程度  
が流動的と考えられるものは、期間を短縮したり、判定不要のものも、  
適当な期間を設定できるものとする。
- (3) 本人又は保護者は、障がいの程度に変化があった時は、手帳に表示され  
た次期判定年月にかかわらず、確認判定の申請をすることができる。た  
だし、原則として確認判定不要の場合を除く。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。